

二十五 イ 自然流産（自然流産の既往歴を有するものであり、かつ、流産手術を実施したものに限る。） ロ 施設基準 (1) 主として実施する医師に係る基準 ① 専ら産婦人科、産科又は婦人科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。 ② 産婦人科専門医又は母体保護法（昭和二十三年法律第五十六号）第十四条第一項に規定する指定医師であること。 ③ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として二十例以上の症例を実施していること。 (2) 保険医療機関に係る基準 ① 産婦人科、産科、婦人科又は女性診療科を標榜していること。 ② 実施診療科において、常勤の産婦人科専門医又は母体保護法第十四条第一項に規定する指定医師が一名以上配置されていること。 ③ 看護師が配置されていること。 ④ 臨床検査技師が配置されていること（保険医療機関が自らその全部を実施する場合に限る。） ⑤ 緊急の場合その他当該療養について必要な場合に対応するため、他の保険医療機関との連携体制を整備していること。 ⑥ 倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。 ⑦ 検査を委託して実施する場合には、臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）第二十条の三第一項に規定する衛生検査所であつて、診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）別表第一医科診療報酬点数区分番号D00615に掲げる染色体検査の委託を受けたことがあるものに委託すること。 第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十五 （略） 十六 削除 十七〇六十八 （略） 六十九 人工内耳植込術 七十 腫瘍治療電場療法 （当該疾病が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであつて、テント上に位置するものに限る。）	（新設） 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療 一〇十五 （略） 十六 リツキシマブ点滴注射後におけるミコフエノール酸モフェチル経口投与による寛解維持療法 特発性ネフローゼ症候群（当該疾病の症状が発症した時点における年齢が十八歳未満の患者に係るものであつて、難治性頻回再発型又はステロイド依存性のものに限る。） 十七〇六十八 （略） （新設） （新設） （新設）

○厚生労働省告示第百三十四号

高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令（平成十九年厚生労働省令第百四十号）第四十四条第二項の規定に基づき、高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令第四十四条第二項の規定に基づき厚生労働大臣が定める事項（平成二十年厚生労働省告示第百八十号）の一部を次の表のように改正する。

令和三年三月三十一日

厚生労働大臣 田村 憲久